

1. はじめに

WTOにおける紛争解決手続の基礎を提供しているガット第23条は、3つの類型の申立てを規定する。第1の類型は、同条第1項(a)の規定する違反申立て(violation complaints)である。この申立てをすることのことができるのは、ある加盟国がガットに基づく義務の履行を怠った結果として他の加盟国の利益が無効にされ又は侵害されたことにより生じる加盟国間の紛争についてである。第2の類型は、同条第1項(b)の規定する非違反申立て(non-violation complaints)である。この申立てをすることのことができるのは、加盟国がガットの規定に抵触しないなんらかの措置を適用した結果として他の加盟国の利益が無効にされ又は侵害されたことにより生じる加盟国間の紛争についてである。第3の類型は、同条第1項(c)の規定する状態申立て(situation complaints)である。この申立てをすることのことができるのは、その他のなんらかの状態が存在する結果として加盟国の利益が無効にされ又は侵害されたことにより生じる加盟国間の紛争についてである。ノン・バイオレーション・ケースとは、第2の類型の非違反申立ての対象とされたガットの規定に抵触しない国内措置に関する紛争事件をいう。

違反申立てはガットの規定に基づく義務の違反がある場合についてのものであるから、その対象となる範囲は必然的に限定される。しかしながら、非違反申立ては義務の違反がない場合についてのものであるから、理論的にはその対象をかなり広く考えることもできるように見える。しかしながら、1947年のガットの紛争処理の実行においては、非違反申立てはかなり限定的にしか認められていない。それであっても、これを基礎に打ち立てられた法解釈は、ガットにおける紛争解決システムの基本的な誤解によるものであるとし、非違反申立てを法的幻想(a legal fantasy)と呼ぶ識者もいる⁽¹⁾。本稿は、過去のノン・バイオレーション・ケースを分析し、非違反申立てが認められる範囲がどの程度に及ぶかを検討するものである。

2. 非違反申立てに関する規定

相互主義に基づき互いの関税を引き下げるための条約を締結しても、その条約であらかじめ想定することができなかった貿易政策上の措置により約束された関税引下げが無効化

してしまうことへの対応に関する規定は、すでに第2次大戦前の通商協定に見られる。1933年ロンドン通貨・経済会議において出された通商問題専門家による報告書が通商協定の目的の無効化又は侵害への対応の必要性を指摘し、その後、いくつかの二国間通商協定において無効化又は侵害がある場合に協議義務を規定され、さらには条約終了を可能にする条項が置かれた⁽²⁾。

第2次大戦の終了に際して設立が試みられた国際貿易機関（ITO）の憲章の交渉の基礎となったのは米国が1946年に提出した憲章案であったが、このなかの通商政策に関する章に無効化又は侵害に関する規定が含まれていた⁽³⁾。前述のガット第23条第1項は、1947年4月から10月までジュネーヴで開催された準備委員会で作成された憲章案の第89条とはほぼ同一の内容を有する⁽⁴⁾。1948年10月から開催されたハヴァナ会議では無効化又は侵害に関する規定の討議がさらに行われ、なかでも1948年3月に作成されたハヴァナ憲章での第93条第2項（e）では、ガットの規定に違反しない措置に関する勧告の権限には、そのような措置の適用の停止又は撤回を加盟国に要請する権限が含まれないことが明らかにされている⁽⁵⁾。

非違反措置については、それが他国の利益を無効にし又は侵害することが認定されても、その措置の撤回が要求されないことは、後で見るようにガットの紛争処理の実行において踏襲され、さらに1994年世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（以下「世界貿易機関協定」という）附属書2紛争解決に係る規則及び手続に関する了解（以下「紛争解決了解」という）第26条第1項（b）で明文化されている。このことに関連し、同項（c）は、違反申立ての場合とは異なり、非違反申立ての場合においては、代償を紛争の最終的解決の一部とすることができると定めている。この他に、同項（a）では、申立国が非違反申立てを正当化するための詳細な根拠を提示することを定めている。

サービス貿易に関する一般協定（GATS）の第23条は、違反申立て及び非違反申立てを規定しており、同条第3項で非違反申立てが認められる要件及び認められた場合に与えられる権利が規定されている。その要件は、GATSの規定に反しない加盟国の措置の適用があること、その適用の結果として第3部の規定に基づく他の加盟国の特定の約束に従って与えられた利益が無効にされ又は侵害されていること、その利益が特定の約束に従って与えられると合理的に期待され得たことという3つの要件である。これらの要件は、後述のガット第23条における非違反申立てについての紛争処理の実行において明らかにされたものが準用されたものといえる。すなわち、ここでいう第3部の規定に基づく特定

の約束に従って与えられた利益というのは、ガットにおける関税譲許により与えられた利益に相当し、その利益が合理的に期待された得たこととは、特定の約束についての合意時に当該非違反措置がとられることを合理的に予想することができなくなったことを意味し、ガット第23条の非違反申立ての場合に関税譲許交渉時に当該非違反措置がとられることを合理的には予想することができなくなったことが要件とされるのと同様である。

GATS第23条第3項は、非違反申立てが認められると、影響を受けた加盟国は、当該措置の変更又は撤回を含む相互に満足すべき調整に対する権利を有することになると定めている。この調整は、約束表の修正にともなう補償的な調整が約束のバランスを維持するために行われることを定める規定（GATS第21条）に基づくことが明示されている。前述のように紛争解決了解第26条はガット23条の非違反申立ての場合には当該措置の撤回を義務としないこと定めているのに対し、GATS第23条第3項は相互に満足すべき調整に当該措置の変更又は撤回を含むことができると定めている。GATS第23条第3項も当該措置の変更又は撤回を含むことができるとするのみで、それを義務とはしていない。紛争当事国間で相互に満足すべき調整に関する合意が成立しなかった場合には、紛争解決了解第22条の規定が適用され、対抗措置がとられ得る。

知的所有権の貿易関連の側面に関する（TRIPS）協定の第64条は、同協定に係る紛争解決については、世界貿易機関協定の発効後5年の間、非違反申立て及び状態申立てを認めないことを規定している。この間、これらの申立てについては貿易関連知的所有権理事会が勧告を提出し、その承認を閣僚会議がコンセンサス方式で決定することとされる。さらに非違反申立て及び状態申立てを認めない期間を閣僚会議がコンセンサス方式で決定することができることも定めている⁽⁶⁾。

3. ガットにおける非違反申立ての事例

ガットの紛争解決手続において正式に非違反申立てが認容されたのは、オーストラリア硫安事件（1950年）、ドイツのイワシ事件（1952年）及び油糧種子事件（1990年）の3件だけである。缶詰果物事件（1985年）及び地中海柑橘類事件（1985年）においては、パネルは非違反申立てを認容したが、2件ともパネル報告は理事会において採択されなかった。以上を含み、ガットにおいて非違反申立てがなされた主な事例を以下に掲げる⁽⁷⁾。

i. キューバの繊維製品輸入制限（1948年9月10日作業部会報告、GATT/CP.2/SR.23）

これは、非違反申立てが検討された最初の事例である。1948年に標記の輸入制限について、米国は、それがガット上の義務に違反するか否かを問わず、関税譲許の利益を無効にするものであると主張した。紛争は作業部会に付託され、作業部会は実地的な解決をはかることを勧告した。キューバは措置を撤回し、米国は繊維関税再交渉に合意した⁽⁸⁾。

ii. オーストラリアの硫安に対する補助金（1950年4月3日作業部会報告採択、BISD II/188）

非違反申立てについてはじめて報告の出た事例である。オーストラリアは、硝酸ナトリウムの関税譲許交渉時（1947年）に硫安及び硝酸ナトリウムの両方について補助金を交付していたが、1949年に国産硫安に対する補助金を継続しつつ、輸入（チリ輸出）硝酸ナトリウムに対する補助金を廃止した。作業部会は、オーストラリアはガット上の義務に違反していないが、チリに生じている利益の無効化又は侵害があるとし、非違反申立てを認容した。チリはオーストラリアが硝酸ナトリウムの補助金だけを廃止することを関税譲許交渉時に合理的には予想することができず、その廃止が硝酸ナトリウムと硫安の競争関係を覆すことにより非違反措置による無効化及び侵害が生じるとした（パラ12）。

作業部会は、そのような判断をした理由として次のものをあげている（パラ12）。①2つの肥料には密接な関連がある。②2つの肥料が同じ機関により同一価格で販売されていた。③両方とも、同時に戦争権限により補助されるようになった。④関税譲許交渉時（1947年）にもこのシステムは継続していた。

作業部会は2つの肥料の間の競争上の不平等を解消する方法をオーストラリアが考慮することを締約国団が勧告することを提案したが、同時に、補助金の撤回を要求する権能が締約国団にないことを明示した。作業部会は、影響を受けた国が相手国に対する譲許を停止することを許可することが最終的にはガット23条に基づく締約国団の権能であることをその判断の理由とした（パラ17）。

iii. ドイツのイワシ輸入品の取扱い（1952年10月31日パネル報告採択、

スプラット（ニシン属小魚）及びニシン（主としてノルウェーから輸入）とイワシ（主としてポルトガルから輸入）を関税率表で異なった区分に分類したが、これを1条又は3条違反ではなく非違反の無効化及び侵害であるとパネルは判断した。このような競争関係を覆す分類をノルウェー政府は関税交渉時に合理的に予見し得なかったことが認められたが、その理由は次のとおりである。ニシン科の変種（varieties）は密接に関連しており、直接的に競争関係にある。トーキー交渉で平等な取り扱いの問題を討議した。1925年から平等に取り扱われるというシステムが継続していることを考慮してノルウェー政府は譲許の価値を判断した（パラ16）。

なお、無効化又は侵害の認定にあたり、損害の統計的証拠を立証する必要はないとされた（パラ9）。

i v. ドイツのでんぷん及びポテト・フラワーに対する輸入税（1955年2月16日パネル報告留意、BISD 3S/77）

この事例では、ドイツ代表がベネルクス代表に、関税引下げ交渉をすることを手紙で約束していた。パネルは、関税譲許が正式に譲許表に掲載される前でも、関税譲許を行うという約束だけでも、非違反の無効化侵害を認定することができるとした。相互に満足すべき調整ができたので、締約国団はパネル報告を留意しただけである⁽⁹⁾。

v. ウルグアイによる第23条援用（1962年11月16日パネル報告採択、BISD 11S/95; 1963年3月3日同、BISD 13S/33）

先進国15ヶ国の562の輸入制限がウルグアイの輸出産品に影響を及ぼしているので自国のガット上の利益が無効化又は侵害されていると同国は主張した。このパネルは、違反申立てについては、無効化侵害の存在が推定される（prima facie case）とし、非違反申立てについては、申立国が詳細な根拠と理由を示す義務を負うとした（パラ15）。

v i. フランスの輸入制限（1962年11月14日パネル報告採択、BISD 11S/95）

フランスの残存輸入制限が11条違反でディロン・ラウンドにおける関税譲許を無効化又は侵害していると米国が主張した。フランスは、残存輸入制限の存在を知って関税譲許をしたので、関税譲許に関する追加的な無効化又は侵害はないと主張した。パネルは残存輸入制限が11条違反でその結果、米国のガット上に利益の無効化又は侵害があるとだけ判断した。

v i i . スペインの大豆油の国内販売規制（1981年11月3日パネル報告留意、C/M/152）

標記の規制について米国がガット第3条第1項、第5項第2文、第4項、第17条第1項を主張したが、パネルはこれを認めなかった。しかし、スペインの規制が非違反の無効化及び侵害を生じさせている可能性を完全に排除できないとした。スペインは大豆油につき関税譲許を行っていないので、上記の先例によれば、非違反の措置による無効化又は侵害は問題とならないはずであった。なお、このパネル報告は判断理由に問題があるとされ、締約国団においては採択されず、単に留意されただけである。

v i i i . E E C — 缶詰果物及び干しぶどうに対する生産補助金（1985年2月20日パネル報告、L/5778、未採択）

標記の補助金について、米国が非違反申立てをした事例である。パネルは、「事後の国内措置の結果として輸入製品の競争上の地位が覆され、このことが申立国により輸入製品の関税譲許交渉時に合理的に予見され得なかった場合に、関税譲許の無効化又は侵害を構成する」という原則がオーストラリア硫安事件及びドイツのイワシ事件により確立したとした（パラ55）。その上で、E Cの生産補助金は缶詰果物について、E C製品と輸入製品の競争関係を覆すものとパネルは判断した。1973年にE Cの関税譲許が撤回されたことから、1962年及び1967年の関税譲許についての無効化侵害は問題とならず、1974年以降の譲許が無効化又は侵害の判断に関係するとした。ギリシャの干しぶどうにつきギリシャの関税譲許がなくとも、E Cの譲許があったことで、米国の合理的な期待が正当化されるとパネルは判断したが（パラ54）、この点にE Cは反対し、採択はブ

ロックされた。ドイツのイワシ事件を引用し、関税譲許から得られる利益は将来の貿易の機会（trading opportunities）を含むものであり、貿易上の損害の統計的証拠がなくとも無効化及び侵害の主張は認容され得るとした（パラ 77）。

i x. E E C — 地中海諸国産の柑橘類に対する関税上の取扱い（1985年2月7日パネル報告、未採択）

オーストラリア硫安事件とドイツのイワシ事件の判断を引用し、（a）関税譲許の交渉があったこと、（b）ガットと非整合的ではない政府の措置であって、バインドされた産品と直接競争する産品の競争関係を覆すものが、事後に導入されたこと、（c）関税譲許交渉時に関税のバインドの相手方が、当該措置を合理的に予見し得ないものであったこと、の3つが非違反無効化侵害の要件であることを確認した（パラ 4. 26）。しかしながら、1960年代の関税譲許は1973年の譲許によりすべて置き換えられており、1971年及び72年の特惠制度の展開は公知のことであったので、米国は関税譲許時に非違反措置を1973年の関税譲許交渉時において合理的に予想することができなかったといえないとした（パラ 4. 32）。また、米国の申立ての対象とされた産品のいくつかは、バインドされていなかった（パラ 5. 1）。それにもかかわらず、パネルは、特定の柑橘類については、特惠制度により米国に対して「実質的な悪影響」（substantial adverse effect）が生じており、1条から期待される米国の利益を侵害しているとして非違反措置に無効化又は侵害を肯定した。

x. 米国 — ニカラグアに対する貿易措置（1986年10月13日パネル報告、未採択）

ニカラグアに対して米国のとった禁輸措置については、付託事項によりパネルはそれがガット諸条項に違反するかどうかは審査できないとされ（パラ 5. 3、5. 4）、それが非違反の無効化又は侵害となるかどうか判断することの意義を検討した。米国は禁輸を撤回する意思のないことを既に明らかにしているので、禁輸の撤回を勧告しても意味がなく（パラ 5. 10）、ニカラグアに対抗措置を認めても（米国の全面的禁輸の下では）意味がない（利益のバランスは回復されない）ので（パラ 5. 11）、適切な勧告ができない

とパネルは判断した。

x i. 日本 — 半導体貿易（1988年5月4日採択、BISD 35S/116）

日本政府の措置がガット整合的であっても、ガットに基づきECに生じる利益を無効にし又は侵害しており、さらにガットの目的の達成を妨害しているとECは主張した。ECの半導体輸出業者を米国の輸出業者と比較して競争上不利な立場においたのは日本政府のどのような措置かを特定するような日本市場へのアクセスに関連する証拠をECは提供しなかったとパネルは判断した。1979年11月に採択された紛争解決手続によれば、非違反申立てについては、申立国がその詳細な根拠を提出することになっていると指摘し、ECの申立てを認容しなかった。

x i i. ECの油糧種子生産への補助金等（1990年1月25日採択、BISD 37S/86）、
同フォローアップ（1992年3月31日報告、BISD 39S/91）

標記の補助金の一部はガット第3条第4項に違反し、他の部分についても、「輸入価格の変動から油糧種子生産者を完全に保護し、かつ、そのことによって国内産品と輸入産品の競争関係に対して関税譲許がいかなる影響をも及ぼすことを防止するような補助金の導入を米国は予見しなかったと推定できる」とパネルは判断した（パラ148）。

さらに、1962年の関税譲許に際しての米国の期待は、1974－74年（英国等の加盟）、1981年（ギリシャ加盟）及び1986－87年（スペイン・ポルトガル加盟）のEC関税再交渉によって消滅しないとした。その判断は、次の理由に基づいている。EC拡大に伴う24条6項の交渉の結果は新しい共通域外関税を作り出すものではなく、ECの既存の関税譲許の新加盟国への拡張（extension）である。既存の譲許の再交渉は例外的で、そのような変更（modification）が特に再交渉されない限り、域外国は新加盟国の過去の関税譲許とEC加盟に伴う関税譲許を比較すればよい。ECは、その譲許表全体の撤回の一部としての油糧種子の関税譲許の撤回及び再制定（reinstitution）により、油糧種子に関して譲許の新しいバランスを求めることを明確にしたという証拠は示されていない。EC拡大に伴う新しい譲許表は、過去に得られた譲許のバランスをくずすものではない。なお、これは缶詰、柑橘類事件におけるパネルとは異なった解釈である。

x i i i . 米国 — 1955年にウェーバーに基づき適用されている砂糖及び砂糖含有製品の輸入制限（1990年11月7日採択、BISD 37S/228）

標記の輸入制限の2条、11条違反の主張の他に、ウェーバーは23条に基づく権利を留保していることから、非違反措置による無効化又は侵害をECは主張した。パネルは、次のように判断した。23条第1項（b）は、主として関税譲許のバランスを保護する役割を果たす。申立国は、関税譲許に基づき生じた利益が無効化侵害されたことを詳細に説明しなくてはならないが、ECはこれをしていない。「23条1項（b）は問題とされている措置がガットに抵触するか否かにかかわらず適用され、したがって、第11条第1項に合致しない措置はウェーバーの対象となっても一般協定に合致しないままであるかどうかという問題それ自体は、同条の意味においてその措置が一般協定に基づき生じる利益を無効とし又は侵害するかどうかを決めることはできない」とし、問題の措置がガットと合致しないという記述以上の正当化が非違反申立てには必要であると述べた（パラ5.21）。

4. 問題の検討

ガット紛争解決手続における以上の非違反申立て関係の事例から、同申立てが認容されるためには、申立国が関税譲許の交渉時にその導入を合理的には予期できなかった被申立国の非違反措置により国内産品と輸入産品の競争関係が歪められたことが要件とされることが分かる。以下では、この要件の内容についてさらに論じる。

i. 関税譲許交渉時における合理的な期待

a. 関税譲許と合理的な期待

ガットで非違反申立てが認められたそもそもの理由は、関税譲許のバランスを保護することにある。互恵的な関税譲許の交渉では、他国から自国に与えられた利益と自国が他国に与えた利益との間のバランスがとれているとそれぞれの締約国が認識することにより合意が成立する。非違反申立ての制度は、合意された譲許から与えられる利益が譲許交渉時

に当然には予期できなかった他国の措置により損なわれた場合に、その措置がガットの規定に違反するものでない場合でもその利益を回復することができるために存在する。言い換えれば、他国の関税譲許によって与えられることが合理的に予想される利益を保護するものである。したがって非違反申立ては譲許⁽¹⁰⁾の対象となっている製品の存在が前提とされと考えられる。

地中海柑橘類事件のパネルは、第23条第1項(b)の基本的な目的は締約国の権利及び義務のバランスが崩された場合に相殺的又は補償的な調整を規定することであるとし、ガット第1条及び第24条の義務のバランスが覆されたことから非違反申立てを認めた(同パネル報告書パラ4.37)。このパネル報告は、関税譲許以外から生じる利益について非違反申立てを認めた唯一の例であるが、この報告についての理事会の審議において、関税譲許のコミットメントがおかされていない状況へ適用を拡張することは危険な先例であるとECの代表は述べ、結局このパネル報告は採択されなかった。

なお、上述のように、1955年ウェーバー事件のパネル報告は、第23条第1項は第2条以外の一般協定の規定に基づく無効化又は侵害の申立てを排除しないと述べている(パラ5.21)。しかしそれが地中海柑橘類事件のパネルの解釈を踏襲しようとしているのか、あるいは何か別の解釈が可能であることを示唆しているのかは不明である。

b. 合理的な期待の推定

オーストラリア硫安事件の作業部会報告は、被申立国オーストラリアの行為を申立国チリが合理的に予期できなかったのであれば無効化又は侵害が存在するとし、密接に関連していた2つの製品に対する補助金のうち1つだけが廃止されたことを取り上げ、2つの補助金が共に継続することをチリが予想する理由があった(had reason to assume)とした。同報告は、2つの競合製品のうちの1つだけに対する新たな補助金の導入であれば、補助金の交付及び補助金の対象とする製品の選択の自由があるので、チリが2つの製品の同じ取り扱いの継続に合理的に依拠したと言うことは難しいとした。

しかしながら、新たな補助金の交付については、1954年～55年の見直し会期で提出された見直し作業部会の報告書で、次のように述べられている⁽¹¹⁾。「国内補助金に関する限り、第2条に基づき譲許の交渉を行った締約国は、第23条の目的に関し、反証のない限り、当該製品に対する国内補助金の事後の導入又は増加によりその譲許を与えた締

約国によりその譲許の価値が無効にされ又は侵害されないという合理的な期待を有すると推定される」。さらに、1961年の補助金に関するパネルにより、この推定を覆すための証拠としては、関税譲許時に利用可能であった関連の事実を考慮することが確認されている⁽¹²⁾。前述の油糧種子事件パネルも、補助金の交付について同様の考え方を採用している（同パネル報告パラ147）。

補助金に関してはこのように合理的な期待が推定されることが確認されているが⁽¹³⁾、補助金以外の非違反措置についても同様の推定が認められるかどうかは明らかではない。これに関しては、関税譲許の意義と非違反申立て制度について前述の油糧種子パネルが次のように述べていることが参考になる。「関税譲許の主な価値は、価格競争の向上によるより良い市場アクセスの保証を関税譲許が提供することにある。締約国は、主としてこの利益を得るために関税譲許の交渉を行う。したがって締約国は、関税譲許の効果がシステムティックに相殺されないという期待に関税交渉を基づかせていると推定されなければならない。そのような場合に救済を受ける権利が締約国に与えられないのであれば、締約国は関税譲許を行うことを躊躇し、かつ、一般協定は貿易交渉の結果を具体化する法的枠組みとしてもはや有用ではなくなるであろう」（同パネル報告パラ147）。関税譲許交渉にあたっての譲許の効果を阻害するような措置は導入されないという合理的期待の推定は関税譲許の本質から認められるのであり、補助金に特有なものであるとすることはできないであろう。

c. 合理的期待の基準時点

以上の合理的期待の推定が問題となるのは、関税譲許交渉の後に導入された非違反措置が申立ての対象とされるからである。交渉時に既に存在している措置であれば、その措置の存在を考慮して譲許を行うことができるのであるから、その措置の存在を交渉相手国が知ることができない特別の理由がある場合でもなければ、非違反申立ての対象とはなり得ない。

同一製品について関税譲許が1度しか行われていない場合であれば、合理的期待の推定をどの時点の事実を照らして考えれば良いかは明白である。しかしながら、譲許が何回も行われており、従前の譲許が行われた時点と新たな譲許が行われた時点の間に非違反措置が導入された場合は、いずれかの時点を抑えて合理的期待の推定を認めるかの選択をしな

くてはならない。前述のように油糧種子事件のパネルは、E C加盟国増大にともなう譲許の変更は基本的にはそれまでのE C譲許の拡張であり、油糧種子の譲許が全く新たに交渉しなおされた証拠はないとして、従前の譲許の交渉を合理的期待の推定の基準時点とした。しかしながら、この事件の場合のような第24条第6項の交渉であろうと通常の開税譲許の改訂交渉であろうと、あらたな譲許交渉においては既知となっている非違反措置の存在を織り込んで交渉がなされるべきであると考えられるから、問題とされる譲許が全く新たに交渉され直されたのではなくても、直近の譲許交渉時を基準時点として考えるべきである。

i i. 締約国の何らかの措置

前述のガット・パネルの扱った非違反措置は、いずれも締約国の何らかの積極的な措置である。しかしながら、Bernard M. Hoekman 及び Petros C. Mavroidis は、制限的取引慣行の黙認のような締約国の不作為も無効化又は侵害を生じさせているのであれば非違反申立ての対象となる主張する⁽¹⁴⁾。ガット第23条第1項(b)には「締約国の何らかの措置の適用の結果として」とあり、「適用」という文言は積極的な行為を前提とすることを認めながらも、政府による制限的取引慣行の黙認が無効化又は侵害をもたらす限りにおいて、第23条第1項(b)を目的論的に適用すべきであるというのである。

前述のように、非違反申立ては開税譲許交渉の後に導入された非違反措置により与えられることが合理的に期待された利益が無効にされ又は侵害された場合に認められ、非違反措置の導入が譲許の前提を変更してしまい譲許の効果が阻害されることに対する救済がはかられる。したがって不作為の場合は、それが譲許交渉の時点から継続している限りは、譲許の前提は変化しないのであるから、非違反措置の導入と同一視することはできない⁽¹⁵⁾。ただし、たとえば譲許対象の産品を扱う産業に対して譲許交渉時には積極的に制限的取引慣行の規制を加えていたのに後でそれをやめてしまった場合のように、譲許後に新たに何らかの不作為が始まったのであれば、不作為を始めたこと自体を措置と考えることができるであろう。

i i i. 無効化又は侵害

前述のように、関税譲許から得られる利益は「価格競争の向上によるより良い市場アクセスの保証」である。単なる市場アクセスの保証ではなく、関税の引下げにより輸入製品の価格の競争力が向上することによる市場アクセスの保証がされるのであり、問題となるのは、製品の実際の輸入量ではなく、輸入製品の国内製品に対する競争上の地位である。関税譲許により形成された輸入製品の競争上の一定の地位が事後の非違反措置の導入により変更されてしまう場合に無効化又は侵害があるとして非違反申立てが認められる。

オーストラリア硫安事件、ドイツのイワシ事件、缶詰果物事件及び油糧種子事件では、問題となった非違反措置による競争条件の歪曲があることが論理的に示されていることにより利益の無効化又は侵害を認めたが、地中海柑橘類事件では非違反措置が貿易に悪影響を及ぼしたかどうかを統計上の証拠によって検討し、利益の無効化又は侵害の有無を判断した。無効化又は侵害の有無のこれら2とおりの判断方法の差を、前者の一群の事件では補助金及び関税分類という貿易障壁が問題とされ、地中海柑橘類事件は特惠を問題としたので貿易障壁が問題とされていなかった点に求め、問題となった非違反措置が貿易障壁であれば利益の無効化又は侵害が推定されるが、貿易障壁でなければ非違反措置の悪影響を統計上の証拠によって示さなければならないという見解がある⁽¹⁶⁾。しかしながら悪影響を統計上の証拠によって示すには、貿易量の変化だけでなく、問題とされる措置と貿易量の変化の因果関係の存在を示さなければならない。実際にはこの因果関係を立証することはできないので、非違反措置の影響を統計的な証拠によって示すことは不可能である。したがって、統計的な証拠を要求する限りは、貿易障壁でない非違反措置についての非違反申立ては意味のあるものとならない。この場合でも、非違反措置による輸入製品と国内製品との間の競争関係の歪曲があれば、利益の無効化又は侵害があるとすべきである⁽¹⁷⁾。

5. おわりに

ウルグアイ・ラウンドにおける紛争解決手続に関する交渉では、非違反申立てに関する特別手続が検討されていた。その検討の過程でブラッセル会合の最終日に配布された1990年12月7日付けの「非違反申立て」という題名のペーパーを見ると、その対象となる非違反措置をどのように限定するかについて合意が成立しなかったかが分かる。競争条件の歪曲と貿易に対する悪影響の両方又は一方の存在を要求するか、悪影響は潜在的なものでよいとするか、自国に与えられる利益に関する期待は正当なものとするかあるいは合理的なものとするか、その期待は一般協定に基づき直接的に又は間接的に与えられ得る

ものとするかあるいは市場アクセスの譲許又はその他の約束に基づき与えられるとするか、などについて決着が着いていなかった⁽¹⁸⁾。

これらの点は、本稿でも論じたように複数の考え方が存在する問題である。本稿でくり返した非違反申立ての存在意義を考えると、問題とされる非違反措置は、競争条件を歪め、かつ、貿易に対する実際の又は潜在的な悪影響を及ぼすものであって、市場アクセス又はその他の約束に基づき与えられる利益に関する合理的な期待を挫折させた一般協定の規定に反しないものとすべきである。国境措置以外にも貿易と関連する国内措置が増え、そのような措置が他国との紛争の原因となる可能性はこれからも増加するであろう。そこで非違反申立ての制度を単に法的幻想として捨て去るのではなく、以上のようにその対象範囲を明確にすれば、どのような場合に国家間の通商問題が非違反申立てにより解決することができるかが明確になる。義務違反を争う紛争以外の紛争についても、少なくともその一部は紛争解決手続によるより円滑な解決が可能となることの意義は大きい。

【注】

(1) Pierre Pescatore, The GATT Dispute Settlement Mechanism: Its Present Situation and its Prospects, J. World Trade, Feb. 1993, at 5, 16.

(2) 1936年米仏通商協定、1938年米加通商協定、1935年米ホンジュラス通商協定、1942年米墨相互通商協定等。John H. Jackson, World Trade and the Law of GATT 164 (1969); Robert E. Hudec, The GATT Legal System and World Trade Diplomacy 24 (1990); Ernst-Ulrich Petersmann, Violation-Complaints and Non-Violation Complaints in Public International Trade Law, 34 German Y.B. Int'l L. 175, 197 (1991).

(3) Hudec, supra note 2, at 38.

(4) WTO, 2 Analytical Index: Guide to GATT Law and Practice 654 (1995).

(5) Petersman, supra note 2, at 200.

(6) TRIPS協定に関してどのような場合に非違反申立てが認められるのかは、問題の残るところである。

(7) Petersman, supra note 2, at 201. その他の非違反申立てがなされた事例をあげるものとして、Hudec, supra note 2, at 167.

(8) Hudec, supra note 2, at 76.

(9) Petersmann, supra note 2, 206.

(10) 前述のドイツのでんぷん及びポテト・フラワーに対する輸入税のパネルによれば、まだ関税譲許が与えられていなくても、譲許を与える約束があれば良い。

(11) Other Barriers to Trade: Report adopted on 3 March 1955 (L/334, and Addendum), GATT, 3rd Supp. BISD 222, 224. WTO, supra note 4, at 658.

(12) WTO, supra note 4, at 658.

(13) Jackson, supra note 2, at 182 では、補助金に関してこのような合理的な期待が認められることは、違反措置の場合及び非違反の数量制限の場合の一応の無効化又は侵害と類似する考え方であるとする。

(14) Bernard M. Hoekman & Petros C. Mavroidis, Competition, Competition Policy and the GATT, 17 World Econ. 121, 141 (1994).

(15) 不作為の継続が利益の無効化又は侵害を引き起こしている場合は、第 23 条第 1 項 (c) による状態申立ての対象となり得る可能性が考えられよう。

(16) Armin von Bogdandy, The Non-Violation Procedure of Article XXIII:2, GATT: Its Operational Rational, J. World Trade, Aug. 1992, at 95, 104. 岩沢雄司『WTO の紛争処理』83 頁 (三省堂、1995 年)。

(17) Robert E. Hudec, Enforcing International Trade Law: The Evolution of the Modern GATT Legal System 269 (1993).

(18) Draft 7.12.90 Non-Violation Complaints の第 1 項には、以下の 2 つの案が掲載されていた。

1. Option A

The procedures in this Agreement shall apply, subject to the provisions 2 through 5 below, where a party has recourse to dispute settlement based upon Article XXIII:1(b) in respect of the introduction or intensification of a measure, upsetting the conditions of competition [or] [and] having an [actual or potential] adverse effect on trade, which could not reasonably have been foreseen, and which while not [legitimate] [reasonable] expectation concerning a benefit accruing to the party [directly or indirectly under the General

Agreement] [under a market access concession or other commitment].

Option B

The procedures in this Agreement shall apply, subject to the provisions 2 through 5 below, where a party has recourse to dispute settlement based upon Article XXIII:1(b) regarding the introduction or intensification of a measure not in conflict with the General Agreement, which could not reasonably have been foreseen and which frustrates a [legitimate] [reasonable] expectation of a benefit accruing to the party, [directly or indirectly under the General Agreement] [under a market access concession or other commitment], upsetting the condition of competition [and/or] having an [actual or potential] adverse effect on trade.

(清水章雄)